

判決年月日	平成16年6月28日	担当 部	東京高等裁判所 知的財産第2部
事件番号	平成13年(行ケ)147号		
<p>記録紙に係る特許出願において、当初明細書の発明の詳細な説明における「こうして得られた記録紙は尖針例えば鉄針、サファイヤー針、ダイヤモンド針等のインクを用いない針の摺削により着色原紙が現出され印字される」の「針の摺削により着色原紙が」との記載を「針の摺削によって隠蔽層の中空孔を有するポリマー粒子がつぶれることにより着色原紙の色が」と補正する補正は、明細書の要旨の変更に当たらないとした事例</p>			

本判決は、当初明細書に接した当業者は、本件記録紙の記録機構として、記録ペンの記録紙上を摺動する力により、記録ペンの接する部位における隠蔽層の中空ポリマーの中空孔をつぶして多孔構造を消失させ、隠蔽層の隠蔽性を低下させることにより、着色原紙の色調を記録として判読可能な程度に現出させる機構が記載されているのと同然であると理解するものと認めるのが相当であるとして、本件補正は、当初明細書に記載した事項の範囲内というべきであり、これを明細書の要旨の変更に当たらないとした審決の認定判断に誤りはないとし、請求人（原告）の無効審判請求を不成立とした審決を維持した。